

福井県報

号外第74号
平成28年
12月27日(火)
火・金曜日発行
1月1,800円郵送料共

目次
(※は、県例規集登載事項)

条例

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(四二・人事企画課)……………二
- ※福井県職員等の退職手当に関する条例および福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例(四三・同)……………三七
- ※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(四四・同)……………三八
- ※福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(四五・港湾空港課)……………三九
- ※福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例(四六・警察本部会計課)……………四〇

本号で公布された 条例のあらまし

◇福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第四十二号 人事企画課)

一 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正関係

1 全ての給料表の給料月額を改定することとした。(別表第一、別表第五の二関係)

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当について、医師および歯科医師に対する支給月額の限度額を改定することとした。(第八条の二関係)

(二) 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十(特定幹部職員にあっては、百分の百十)に引き上げることとした。(改正条例第一条の規定による改正後の第二十二条関係)

(三) 扶養手当について、配偶者および子に係る手当の月額を改定することとした。(第九条および第十条関係)

(四) 勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の八十五(特定幹部職員にあっては、百分の百五)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の八十五(特定幹部職員にあっては、百分の百五)に引き下げることにした。(改正条例

第二条の規定による改正後の第二十二条関係)

二 福井県特別職の職員等の給与および旅費に関する条例の一部改正関係

1 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五に引き上げることとした。(改正条例第七条の規定による改正後の第二条の二および第三条関係)

2 期末手当について、六月期の支給割合を百分の百五十五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百七十に引き下げることにした。(改正条例第八条の規定による改正後の第二条の二および第三条関係)

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の二(三)および(四)ならびに二の二は平成二十九年四月一日から施行し、一の一および二(一)は平成二十八年四月一日から、一の二(二)および二の一は平成二十八年十二月一日から適用することとした。

◇福井県職員等の退職手当に関する条例および福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例(第四十三号 人事企画課)

一 福井県職員等の退職手当に関する条例の一部改正関係

雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第十条関係)

二 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正関係

雇用保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第十八条関係)

三 この条例は、平成二十九年一月一日から

施行することとした。

◇福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(第四十四号 人事企画課)

一 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正関係

1 任命権者は、要介護者を介護する職員が請求した場合には、時間外勤務をさせてはならないこととした。(第八条の三関係)

2 介護休暇について、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間内において取得できることとした。(第十五条関係)

3 介護時間(職員が要介護者を介護するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇)について定めることとした。(第十五条の二関係)

二 福井県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正関係

育児休業の対象となる子として、養子縁組を希望する養育里親である職員が養育する子を規定することとした。(第二条の二関係)

三 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成二十九年一月一日から施行することとした。

◇福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(第四十五号 港湾空港課)

1 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(別表第三関係)

2 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。

◇福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例(第四十六号 警察本部会

計課)

1 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)等の一部改正に伴い、準中型自動車免許に係る運転免許試験等の手数料を新設するとともに、高齢者講習等の手数料の額を改定することとした。(別表関係)

2 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。

条 例

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第四十二号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「三十六万七千六百円」を「三十六万八千円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第二十二条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

附則第二十項中「百分の〇・七二」を「百分の〇・八一」に、「百分の〇・九」を「百分の〇・九九」に、「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改める。

別表第一から別表第五の二までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	299,100	341,500	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	301,500	344,100	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	303,800	346,600	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	306,200	349,200	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	308,500	351,700	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	310,800	354,300	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	313,200	356,700	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	315,500	359,300	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	317,700	361,800	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	319,900	364,400	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	322,200	366,900	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	324,400	369,500	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	326,600	371,500	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	328,600	374,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	330,800	376,300	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	333,000	378,800	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	335,100	381,300	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	337,300	384,000	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	339,400	386,600	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	341,600	389,300	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	343,500	391,700	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	345,500	394,000	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	347,600	396,200	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	349,600	398,600	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	351,400	400,400	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	353,400	402,400	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	355,200	404,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	357,100	406,100	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	359,100	408,000	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	361,000	409,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	363,000	411,600	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	364,900	413,500	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	366,900	415,300	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	368,800	416,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	370,800	418,300	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	372,800	419,900	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	374,300	421,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	376,100	422,800	464,600	524,800

	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	377,900	424,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	379,500	425,300	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	381,300	426,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	382,700	427,800	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	384,200	429,100	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	385,800	430,300	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	387,200	431,500	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	388,400	432,300		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	389,600	433,100		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	390,700	433,900		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	391,800	434,500		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	393,000	435,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	394,200	435,900		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	395,300	436,600		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	396,000	437,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	396,700	438,200		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	397,400	438,600		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	398,100	439,300		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	398,700	439,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	399,300	440,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	399,800	440,600		
再任用職員 以外の職員	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	400,200	441,000		
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	400,600	441,400		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	400,900	441,800		
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	401,200	442,200		
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	401,500	442,500		
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	401,800	442,800		
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	402,100	443,200		
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	402,400	443,500		
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	402,700	443,800		
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	403,000	444,100		
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	403,300			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	403,600			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	403,900			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	404,200			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	404,500			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	404,800			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	405,100			
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	405,300			
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	405,600			
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	405,900			
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	406,200			
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	406,400			
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	406,700			

83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	407,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	407,200			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	407,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	407,700			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	408,000			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	408,200			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	408,400			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	408,700			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	409,000			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	409,200			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	409,400			
94		294,000	341,800	380,700					
95		294,400	342,300	381,100					
96		294,800	342,700	381,500					
97		295,000	342,800	381,800					
98		295,300	343,300	382,300					
99		295,700	343,700	382,700					
100		296,100	344,000	383,100					
101		296,300	344,300	383,400					
102		296,600	344,700	383,900					
103		297,000	345,100	384,300					
104		297,300	345,500	384,700					
105		297,500	346,000	385,000					
106		297,800	346,400						
107		298,200	346,800						
108		298,500	347,200						
109		298,700	347,700						
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

警 察 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400

	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
再任用職員 以外の職員	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400		
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700		
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900			
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700				
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000				
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200				
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400				
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700				
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000				
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200				
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400				
94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300					

	95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700				
	96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100				
	97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400				
	98	304,500	328,600	355,300	385,300	416,800				
	99	305,700	329,900	356,400	385,900	417,200				
	100	306,900	331,200	357,600	386,400	417,600				
	101	308,100	332,600	358,700	386,800	417,900				
	102	309,100	333,500	359,800	387,300					
	103	310,200	334,600	360,900	387,900					
	104	311,200	335,800	362,100	388,400					
	105	312,000	336,900	363,300	388,700					
	106	312,600	338,000	363,800	389,100					
	107	313,200	339,000	364,400	389,600					
	108	313,900	340,100	365,000	389,900					
	109	314,400	341,300	365,600	390,200					
	110	314,900	342,300	366,100	390,700					
	111	315,400	343,300	366,600	391,200					
	112	316,000	344,200	367,100	391,700					
	113	316,800	345,100	367,500	392,000					
	114	317,500	346,000	367,900	392,500					
	115	318,200	347,000	368,500	393,000					
	116	318,900	348,000	369,000	393,500					
	117	319,500	349,000	369,400	393,800					
	118	320,300	349,500	369,900	394,300					
	119	321,000	350,100	370,500	394,800					
	120	321,800	350,700	371,000	395,300					
	121	322,400	351,000	371,100	395,700					
	122	322,700	351,400	371,700	396,200					
	123	323,200	351,900	372,200	396,600					
	124	323,700	352,300	372,600	397,100					
	125	324,000	352,700	373,100	397,500					
	126		353,100	373,600	398,000					
	127		353,600	374,100	398,400					
	128		354,000	374,600	398,900					
	129		354,400	374,900	399,300					
	130			375,400						
	131			375,900						
	132			376,400						
	133			376,700						
	134			377,200						
	135			377,600						
	136			378,000						
	137			378,300						
	138			378,800						
	139			379,300						
	140			379,800						
	141			380,100						
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

イ 教育職給料表 (一)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,200	199,500	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	396,800	471,900

	37	222,600	277,500	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	399,500	473,200
	39	226,200	281,400	400,900	473,900
	40	228,000	283,400	402,300	474,600
	41	229,700	285,200	404,000	475,200
	42	231,400	287,600	405,400	475,900
	43	233,000	289,900	406,700	476,600
	44	234,600	292,400	408,200	477,300
	45	236,200	294,500	409,800	477,900
	46	237,600	297,000	411,100	478,600
	47	238,900	299,300	412,600	479,300
	48	240,100	302,000	414,200	480,000
	49	241,600	304,400	415,900	480,600
	50	243,100	306,800	417,300	
	51	244,300	309,300	418,900	
	52	245,800	311,600	420,400	
	53	247,000	313,900	422,100	
	54	248,200	316,100	423,600	
	55	249,600	318,200	425,200	
	56	250,700	320,400	426,800	
	57	252,000	322,600	428,300	
	58	253,100	324,700	429,800	
	59	254,200	326,900	431,000	
	60	255,400	328,900	432,200	
	61	256,700	331,000	433,400	
	62	258,000	333,100	434,700	
	63	259,400	335,300	436,000	
	64	260,600	337,500	437,200	
	65	261,900	339,400	438,400	
	66	263,400	341,600	439,600	
	67	264,900	343,700	440,800	
	68	266,600	345,900	442,000	
	69	268,100	347,800	443,200	
	70	269,500	349,700	444,400	
	71	270,900	351,800	445,600	
	72	272,300	353,800	446,800	
	73	273,400	355,500	447,900	
	74	274,800	357,400	448,500	
	75	276,200	359,200	449,000	
	76	277,400	361,100	449,500	
再任用職員 以外の職員	77	278,800	363,000	450,000	

78	280,000	364,700	450,600
79	281,200	366,400	451,100
80	282,400	368,000	451,600
81	283,500	369,500	452,100
82	284,700	371,000	452,700
83	285,900	372,500	453,200
84	287,100	373,900	453,700
85	288,300	375,000	454,200
86	289,400	376,400	454,800
87	290,500	377,800	455,300
88	291,700	379,100	455,800
89	292,900	380,400	456,300
90	294,000	381,700	
91	295,200	382,900	
92	296,400	384,200	
93	297,100	385,500	
94	298,100	386,600	
95	299,200	387,900	
96	300,400	389,100	
97	301,400	390,500	
98	302,500	391,500	
99	303,500	392,600	
100	304,600	393,600	
101	305,500	394,500	
102	306,600	395,500	
103	307,700	396,600	
104	308,700	397,700	
105	309,300	398,400	
106	310,200	399,300	
107	311,000	400,200	
108	311,800	401,100	
109	312,700	401,900	
110	313,100	402,800	
111	313,500	403,600	
112	314,000	404,400	
113	314,600	405,000	
114	315,000	405,700	
115	315,500	406,400	
116	316,000	407,100	
117	316,600	407,700	
118	317,100	408,200	

	119	317,500	408,600		
	120	318,000	409,000		
	121	318,500	409,400		
	122	318,900	409,700		
	123	319,400	410,000		
	124	319,900	410,200		
	125	320,500	410,400		
	126	320,800	410,700		
	127	321,100	411,000		
	128	321,400	411,200		
	129	321,600	411,400		
	130	321,900	411,700		
	131	322,200	412,000		
	132	322,500	412,200		
	133	322,700	412,400		
	134	322,900	412,700		
	135	323,100	413,000		
	136	323,400	413,200		
	137	323,700	413,400		
	138	323,900	413,700		
	139	324,200	414,000		
	140	324,500	414,200		
	141	324,700	414,400		
	142	324,900	414,700		
	143	325,200	415,000		
	144	325,400	415,200		
	145	325,700	415,400		
	146	325,900	415,700		
	147	326,200	416,000		
	148	326,500	416,200		
	149	326,700	416,400		
	150	326,900	416,700		
	151	327,200	417,000		
	152	327,500	417,200		
	153	327,700	417,400		
再任用職員		233,200	273,500	330,300	414,400

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教 育 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	370,300	449,400

	40	227,100	257,100	371,900	449,900
	41	228,700	259,800	373,100	450,400
	42	230,400	262,200	374,500	450,900
	43	232,000	264,400	375,900	451,400
	44	233,600	266,600	377,400	451,900
	45	235,300	268,800	378,900	452,400
	46	236,800	271,000	380,500	452,900
	47	238,200	273,200	382,100	453,400
	48	239,600	275,200	383,600	453,900
	49	241,000	277,500	385,000	454,400
	50	242,400	279,500	386,500	
	51	243,900	281,400	388,000	
	52	245,100	283,400	389,400	
	53	246,200	285,200	390,600	
	54	247,600	287,600	391,900	
	55	248,800	289,900	393,000	
	56	250,000	292,400	394,100	
	57	251,200	294,500	395,500	
	58	252,400	297,000	396,700	
	59	253,500	299,300	397,900	
	60	254,700	302,000	399,200	
	61	256,100	304,400	400,400	
	62	257,300	306,800	401,400	
	63	258,500	309,300	402,800	
	64	259,400	311,600	404,100	
	65	260,400	313,900	405,300	
	66	261,800	316,100	406,400	
	67	263,200	318,200	407,600	
	68	264,700	320,400	408,700	
	69	266,300	322,600	409,700	
	70	267,800	324,700	410,900	
	71	269,300	326,900	412,100	
	72	270,700	328,900	413,300	
	73	271,800	331,000	413,900	
	74	273,000	333,100	414,700	
	75	274,300	335,300	415,400	
	76	275,500	337,500	415,900	
	77	276,900	339,300	416,200	
	78	278,000	341,200	416,600	
	79	279,200	343,100	417,000	
	80	280,400	344,900	417,400	
	81	281,600	346,700	417,700	
再任用職員	82	282,500	348,500	418,100	
以外の職員	83	283,700	350,100	418,500	

84	284,900	351,900	418,800
85	285,900	353,200	419,100
86	286,800	354,800	419,500
87	287,700	356,300	419,900
88	288,700	357,800	420,200
89	289,800	359,200	420,500
90	290,700	360,500	420,800
91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300
93	292,900	364,800	421,500
94	293,600	366,100	421,800
95	294,300	367,400	422,100
96	295,100	368,600	422,300
97	295,900	369,600	422,500
98	296,700	370,600	422,800
99	297,500	371,600	423,100
100	298,200	372,600	423,300
101	299,100	373,500	423,500
102	299,600	374,500	423,800
103	300,100	375,500	424,100
104	300,600	376,500	424,300
105	300,800	377,300	424,500
106	301,200	378,200	
107	301,500	379,100	
108	301,700	380,100	
109	301,900	380,900	
110	302,100	381,900	
111	302,400	382,900	
112	302,700	383,900	
113	302,900	384,500	
114	303,100	385,400	
115	303,300	386,300	
116	303,600	387,200	
117	303,900	388,000	
118	304,200	388,700	
119	304,500	389,500	
120	304,800	390,300	
121	304,900	390,900	
122	305,100	391,700	
123	305,400	392,400	
124	305,700	393,100	
125	305,900	393,700	
126		394,400	
127		394,900	

	128		395,500		
	129		396,200		
	130		396,800		
	131		397,300		
	132		397,800		
	133		398,100		
	134		398,400		
	135		398,700		
	136		399,000		
	137		399,300		
	138		399,600		
	139		399,900		
	140		400,200		
	141		400,500		
	142		400,800		
	143		401,100		
	144		401,400		
	145		401,600		
	146		401,900		
	147		402,200		
	148		402,400		
	149		402,600		
	150		402,900		
	151		403,200		
	152		403,400		
	153		403,600		
	154		403,900		
	155		404,200		
	156		404,400		
	157		404,600		
	158		404,900		
	159		405,200		
	160		405,400		
	161		405,600		
	162		405,900		
	163		406,200		
	164		406,400		
	165		406,600		
再任用職員		224,400	270,300	323,600	404,400

- 備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	403,400
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	406,100
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	408,900
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	411,600
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	414,500
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	417,100
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	419,900
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	422,600
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	425,100
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	427,800
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	430,400
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	433,000
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	435,400
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	438,000
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	440,600
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	443,100
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	445,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	447,800
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	450,300
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	452,800
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	454,700
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	456,800
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	458,900
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	460,900
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	462,800
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	464,700
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	466,700
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	468,700
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	470,500
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	472,400
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	474,400
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	476,400
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	478,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	479,700
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	481,300
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	483,000
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	484,500
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	485,600

	39	209,800	279,000	355,700	400,000	486,900
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	488,100
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,000
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	489,900
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	490,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	491,900
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	492,700
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	493,500
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	494,300
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	495,100
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	495,700
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	
再任用職員 以外の職員	60	244,700	303,500	377,700	429,300	
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	
	74	261,200	317,800	387,800	439,100	
	75	262,600	318,900	388,400	439,600	
	76	263,700	320,000	389,100	440,100	
	77	264,800	321,100	389,800	440,600	
	78	266,000	322,100	390,400	441,200	
	79	267,300	323,000	391,000	441,700	
	80	268,400	323,900	391,600	442,200	
	81	269,800	325,000	392,200	442,700	

	82	271,100	325,800	392,800	443,300	
	83	272,400	326,500	393,400	443,800	
	84	273,600	327,300	394,000	444,300	
	85	274,700	327,800	394,500	444,800	
	86	275,800	328,300	395,000	445,400	
	87	277,100	328,800	395,500	445,900	
	88	278,300	329,300	396,200	446,400	
	89	279,300	329,600	396,600	446,900	
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	379,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000

	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
再任用職員 以外の職員	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800

	66		468,700	520,600	571,700
	67		469,400	521,300	572,600
	68		470,100	522,200	573,500
	69		470,500	523,100	574,400
	70		471,200	523,900	575,300
	71		471,900	524,800	576,200
	72		472,600	525,700	577,100
	73		473,000	526,500	578,000
	74		473,600	527,400	578,900
	75		474,300	528,300	579,800
	76		475,000	529,000	580,700
	77		475,400	529,800	581,600
	78		476,000	530,700	582,500
	79		476,600	531,600	583,400
	80		477,100	532,500	584,300
	81		477,700	533,300	585,200
	82		478,200	534,200	586,100
	83		478,700	535,100	587,000
	84		479,200	536,000	587,900
	85		479,600	536,800	588,800
	86		480,200	537,700	589,700
	87		480,600	538,600	590,600
	88		481,100	539,500	591,500
	89		481,600	540,300	592,400
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医 療 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000

	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
再任用職員 以外の職員	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500	
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800	
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100	
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300	
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,600	
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,900	
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,200	
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,400	
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	407,700	
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	408,000	
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	408,300	

	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	408,500	
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			
	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			
	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医 療 職 給 料 表 (三)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500

	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	430,300	
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	430,600	
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	430,900	
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	431,300	
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	431,700	
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	432,000	
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	432,300	
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	432,700	
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
再任用職員 以外の職員	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		

90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			

	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5の2(第3条関係)

福 社 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800
	2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400
	3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900
	4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500
	5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500
	6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000
	7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300
	8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800
	9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300
	10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000
	11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600
	12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300
	13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700
	14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000
	15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200
	16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600
	17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400
	18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400
	19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300
	20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100
	21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000
	22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800
	23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600
	24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500
	25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300
	26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800
	27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300
	28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900
	29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500
	30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800
	31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100
	32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300
	33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500
	34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800
	35	206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100
	36	207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300

	37	208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500
	38	209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300
	39	211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100
	40	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900
	41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500
	42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200
	43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900
	44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600
	45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400
	46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200
	47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600
	48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300
	49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700	439,800
	50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300	440,200
	51	224,300	281,900	326,200	367,200	399,800	440,600
	52	225,100	283,400	327,200	368,300	400,200	441,000
	53	225,700	285,000	328,100	369,200	400,600	441,400
	54	226,800	286,500	328,800	369,800	400,900	441,800
	55	227,500	287,900	329,600	370,600	401,200	442,200
	56	228,400	289,400	330,400	371,400	401,500	442,500
	57	229,200	290,800	331,000	372,200	401,800	442,800
	58	230,100	292,200	331,500	373,000	402,100	443,200
	59	230,900	293,700	332,100	373,800	402,400	443,500
	60	231,800	295,200	332,600	374,600	402,700	443,800
	61	232,800	296,500	333,100	375,500	403,000	444,100
	62	233,700	298,000	333,300	376,200	403,300	
	63	234,600	299,300	333,900	376,900	403,600	
	64	235,400	300,800	334,500	377,600	403,900	
	65	236,300	302,000	334,800	377,900	404,200	
	66	237,300	303,300	335,300	378,500	404,500	
	67	238,500	304,400	335,800	379,100	404,800	
	68	239,600	305,700	336,300	379,800	405,100	
	69	240,600	306,600	336,800	380,200	405,300	
	70	241,700	307,700	337,300	380,900	405,600	
	71	242,800	308,900	337,700	381,500	405,900	
	72	243,700	310,100	338,200	382,100	406,200	
	73	244,500	311,400	338,400	382,500	406,400	
	74	245,600	312,100	338,900	383,100	406,700	
	75	246,700	312,800	339,400	383,700	407,000	
	76	247,700	313,400	339,900	384,300	407,200	
再任用職員 以外の職員	77	248,600	314,200	340,200	384,700	407,400	

78	249,600	314,900	340,600	385,200
79	250,600	315,600	341,100	385,700
80	251,600	316,300	341,500	386,300
81	252,500	316,600	341,700	386,800
82	253,200	316,900	342,000	387,200
83	254,200	317,500	342,500	387,600
84	255,200	317,800	342,900	388,000
85	256,000	318,200	343,200	388,200
86	256,800	318,500	343,500	388,400
87	257,600	318,900	344,000	388,700
88	258,500	319,200	344,400	389,000
89	259,200	319,700	344,700	389,200
90	260,000	320,100	345,100	389,500
91	260,800	320,400	345,500	389,800
92	261,600	320,700	345,700	390,000
93	262,200	321,200	346,000	390,200
94	262,900	321,600		390,500
95	263,400	321,800		390,800
96	264,100	322,200		391,000
97	264,800	322,600		391,200
98	265,500	323,000		391,500
99	266,200	323,400		391,800
100	266,900	323,800		392,000
101	267,400	324,000		392,200
102	267,900	324,300		
103	268,300	324,600		
104	268,800	324,900		
105	268,900	325,300		
106	269,200	325,500		
107	269,500	325,800		
108	269,800	326,200		
109	270,200	326,600		
110	270,500	326,900		
111	270,900	327,300		
112	271,200	327,600		
113	271,500	327,900		
114	271,800	328,300		
115	272,100	328,600		
116	272,500	328,800		
117	272,800	328,900		
118	273,100	329,300		

	119	273,500	329,700				
	120	273,900	330,100				
	121	274,100	330,300				
	122	274,300					
	123	274,700					
	124	275,000					
	125	275,200					
	126	275,500					
	127	275,900					
	128	276,300					
	129	276,500					
	130	276,900					
	131	277,300					
	132	277,600					
	133	277,800					
	134	278,100					
	135	278,500					
	136	278,800					
	137	279,000					
	138	279,300					
	139	279,600					
	140	279,900					
	141	280,100					
	142	280,300					
	143	280,500					
	144	280,800					
	145	281,200					
	146	281,400					
	147	281,700					
	148	282,000					
	149	282,300					
	150	282,500					
	151	282,800					
	152	283,000					
	153	283,300					
再任用職員		200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号および第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行九級職員等」という。)に対しては、支給しない。

第九条第二項第二号中「および孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第九条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。

第十条第一項中「がある場合または職員に次の各号の一に該当する」を「(行九級職員等)があつては、扶養親族たる子に限る。」がある場合、行九級職員等から行九級

職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、「同項第一号中「場合」の下に「(行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号または第四号」を「扶養親族たる子または前条第二項第三号もしくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「および行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号および第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」を加え、「扶養親族」を「行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」で同項の規定による届出に係るもの「に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るも

のがないときはその職員が行九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの」の一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号もしくは第四号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号または第三号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等および扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行九級職員等以外の職員となつた場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等および行九級職員等以外の職員となつた場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものおよび扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級職員等以外のものが行九級職員等となつた場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等および行九級職員等以外のものが行八級職員等となつた場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
- 第二十二條第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。
- 附則第二十項中「百分の〇・八一」を「百分の〇・七六五」に、「百分の〇・九九」を「百分の〇・九四五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。
- (福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第三条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(平成十四年福井県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第六条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第五条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第八条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第七条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(昭和二十九年福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項ただし書および第三条第四項ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第八条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

第三条第四項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第九条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和四十六年福井県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第十条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条および第十条ならびに附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(福井県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)(第二十二條第二項および附則第二項の改正規定を除く。))による改正後の給与条例の規定、第三条の規定(福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(以下この項および次項において「任期付研究員条例」という。))第六条第三項の改正規定を除く。))による改正後の任期付研究員条例の規定および第五条の規定(福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(以下この項および次項において「任期付職員条例」という。))第八条第二項の改正規定を除く。))による改正後の任期付職員条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定(給与条例第二十二條第二項および附則第二十項の改正規定に限る。))による改正後の給与条例の規定、第三条の規定(任期付研究員条例第六條第三項の改正規定に限る。))による改正後の任期付研究員条例の規定、第五条の規定(任

期付職員条例第八條第二項の改正規定に限る。))による改正後の任期付職員条例の規定、第七条の規定による改正後の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。))の規定および第九条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。))の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の給与条例(以下「第一条改正後給与条例」という。))、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。))、第五条の規定による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。))、改正後の特別職給与条例または改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福井県条例第五号。以下「平成十八年改正条例」という。))附則第七項から第九項までの規定に基づいて支給された給料および福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年福井県条例第五十七号。以下「平成二十六年改正条例」という。))附則第七項から第九項までの規定に基づいて支給された給料(以下「改正条例に基づいて支給された給料」という。))を含む。))、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与(改正条例に基づいて支給された給料を含む。))、第五条の規定による改正前の任期付職

のは「前項第一号および第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)」と、「同条第二号」とあるのは、「同項第二号」と、「同条第一項中「扶養親族(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「同項第一号中「場合(行九級職員等)に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。」とあり、および同項第二号中「場合および行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、「同条第二項中「扶養親族(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは、「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等と同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項

の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、「同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号または第七号」と、「第一号または第三号」とあるのは「第一号」と、「同項第二号中「扶養親族(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第九条第一項ただし書ならびに第十条第三項第三号および第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項および第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号および第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行八級職員等」とあるのは「行八级以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、「同条第一項中「扶養親族(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「同項第一号中「場合(行九級職員等)に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。」とあり、および同項第二号中「場合および行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、「同条第二項中「扶養親族(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「同条第一項中「扶養親族(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」とする。

日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等と同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、「同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号または第七号」と、「第一号または第三号」とあるのは「第一号」と、「同項第二号中「扶養親族(行九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」と、「同項第四号中「行八級職員等が行八級職員等および行九級職員等」とあるのは「行八级以上職員等が行八级以上職員等」と、「同項第六号中「行八級職員等および行九級職員等」とあるのは「行八级以上職員等」と、「が八級以上職員等」とする。(人事委員会規則への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福井県職員等の退職手当に関する条例および福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する

平成二十八年十二月二十七日
福井県知事 西川 一誠

福井県条例第四十三号
福井県職員等の退職手当に関する条例および福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

(福井県職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 福井県職員等の退職手当に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項中、「その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とを削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中、「その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十五項中「規定は、」の下に「第五項または第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第五項または第六項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経

過していないものを含む。)および」を加え、「これら」を「第七項または第八項」に改める。

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第二条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和四十一年福井県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第六項中「、その者が退職の際勤務していた福井県の公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(福井県職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 退職職員(退職した福井県職員等の退職手当に関する条例第二項第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下附則第四項までにおいて同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)第二条の規定による改正前の雇用保険法第六号第一号に掲げる者に該当するものにつき、第一条の規定による改正後の福井県職員等の退職手当に関する条例(以下附則第五項までにおいて「新退職手当条例」

と)いう。第十條第五項または第六項の勤務期間を計算する場合における福井県職員等の退職手当に関する条例第七條の規定の適用については、同條第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)の施行の日(以下この項および次項において「雇用保険法改正法施行日」という。))前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続き在職期間」と、同條第二項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零。))とする。

3 新退職手当条例第十條第十一項(第六号に係る部分に限り、同條第十五項において準用する場合を含む。))の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、第一条の規定による改正前の福井県職員等の退職手当に関する条例(以下この項および附則第五項において「旧退職手当条例」という。))第十條第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。))を施したものの(施行日前一年以内に旧退職手当条例第十條第五項または第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当条例第十條第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。))につい

て適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新退職手当条例第十條第十五項において準用する同條第十一項(第四号に係る部分に限る。))の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する福井県職員等の退職手当に関する条例第十條第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧退職手当条例第十條第五項または第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者(施行日以後に新退職手当条例第十條第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。))に対する福井県職員等の退職手当に関する条例第十條第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正後の福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第一条 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

為(当該行為に関し、第二条の規定による改正前の福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(以下この項において「旧企業職員給与条例」という。))第十八條第八項に規定する広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。))をしたもの(施行日前一年以内に旧企業職員給与条例第十八條第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新企業職員給与条例第十八條第六項または第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。))について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第四十四号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「の子」の下に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する子)をいう。以下この条

において同じ。))を加え、同条第四項中「第一項および前項」を「前三項」に、「

日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)(「要介護者」に改め、「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の下に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する子をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「」における「と、」の下に「第二項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、および)を加え、同条第五項中「前各号」を「前各項」に改める。

第十一条中「および介護休暇」を「、介護休暇および介護時間」に改める。

第十五条第一項中「職員が」の下に「要介護者(」を加え、「もの」の下に「をいう。以下同じ。)」を加え、「ため、」の下に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)(内において)を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改める。

(介護時間)

第十五条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)(内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第十四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第十八条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

第十六条(見出しを含む。)(中「および介護休暇」を「、介護休暇および介護時間」に改める。

(福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 福井県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)を次のように改める。

(2) その養育する子が一歳六か月に達する日までに、任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないことおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

職員

第二条第四号口中「の一歳到達日(」を「が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の二を加える。

(育児休業の対象となる子)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四第二項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定

により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができないものに限る。)(同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

第二十四条第二項中「または第十八条の規定による」を「に規定する」に、「以下「育児時間」を」、「勤務時間条例第十五条の二に規定する介護時間または勤務時間条例第十八条の規定による休暇(人事委員会規則で定めるものに限る。)(以下この条において「育児時間等」に改め、同条第三項中「育児時間」を「育児時間等」に改める。

第三条 福井県職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に改める。

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第四条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和四十一年福井県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「または介護休暇(当該職員が」を「、介護休暇(当該職員が要介護者(」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。)(の介護をするため、管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない

範囲内で指定する期間内において」に改め、「休暇をいう。)(」の下に「または介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年四月一日から施行する。

(福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)(から起算して六月を経過していないもの当該介護休暇に係る第一条の規定による改正後の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づき施行日以後の日(初日から起算して六月を経過する日までの日)に限る。)(までの期間を指定するものとする。

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第四十五号

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
 福井県港湾施設管理条例（昭和三十七年福井県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
 別表第三の二の項を次のように改める。

二 駐 車 場	
1 原動機付自転車および自動二輪車	六〇〇円
一般使用 一台一日につき	三、〇〇〇円
専用使用 一台一月につき	三〇、〇〇〇円
一台一年につき	
2 普通自動車および小型特殊自動車	一、二〇〇円
一般使用 一台一日につき	六、〇〇〇円
専用使用 一台一月につき	六〇、〇〇〇円
一台一年につき	
3 1および2に掲げる自動車以外の自動車	二、四〇〇円
一般使用 一台一日につき	二一、〇〇〇円
専用使用 一台一月につき	二一〇、〇〇〇円
一台一年につき	

別表第三備考2中「中型自動車」とは同条に規定する中型自動車を、「大型自動車」とは同条に規定する大型自動車を、「大型特殊自動車」とは同条に規定する大型特殊自動車を「自動車」とは同法第二条第一項第九号に規定する自動車に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第四十六号

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例
 福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成十二年福井県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二号1の表五の項の1中「または中型自動車免許」を、「中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同表五の二の項の1中「または中型自動車仮運転免許」を、「中型自動車仮運転免許または準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五百円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表六の項中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 準中型自動車免許に係る再試験 二千円

（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円）

別表第二号1の表十二の項の1中「または中型自動車免許」を、「中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千三百円」に改め、同表十四の項の1中「または中型自動車免許」を、「中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「一万四千六百円」に改め、同表十六の項の4（一）を次のように改める。

（一）大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る講習（準

中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）講習一時間につき 四千四百円

別表第二号1の表十六の項の4中（二）を（三）とし、（一）の次に次のように加える。

（二）準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）講習一時間につき 三千四百円

別表第二号1の表十六の項の10中（四）を（五）とし、（一）から（三）までを（二）から（四）までとし、（二）の前に次のように加える。

（一）準中型自動車免許に係る講習 講習一時間につき 二千五百円

別表第二号1の表十六の項の12を次のように改める。

12 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

（一）小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項または第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 四千六百五十円

（二）小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イまたは第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 四千六百五十円

（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に定める基準に該当するもの

にあつては、七千五百五十円)

(三) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) 五千六百五十円

(四) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項または第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。) 二千円

(五) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第九十七条の二第一項第三号イまたは第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) 二千円

(当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に定める基準に該当するものにあつては、四千三百円)

(六) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) 二千四百円

別表第二号一の表備考第二号の表一の部から六の部までの規定中「または中型自動車免許」を、「中型自動車免許または準中型自動車免許」に改め、別表第二号一の表備考第三号中「または中型自動車免許」を、「中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「二

千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表備考第四号中「または中型自動車免許」を

「、中型自動車免許または準中型自動車免許」に改め、同表備考第五号の表一の部から六の部までの規定中「または中型自動車免許」を、「中型自動車免許または準中型自動車免許」に改め、別表第二号一の表備考第六号中「または中型自動車免許」を、「中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表備考第七号中「または中型自動車免許」を、「中型自動車免許または準中型自動車免許」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百五十八号)附則第六条第一項各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。)に対する改正後の別表第二号一の表の規定の適用については、同表六の項の1中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表十六の項の10(一)中「二千五百五十円」とあるのは「二千五十円」とする。

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成二十八年内閣府令第四十九号

(附則第十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の別表第二号一の表十六の項の12の規定にかかわらず、なお従前の例による。)

平成二十八年十二月二十七日印
平成二十八年十二月二十七日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市文京二丁目十九一二十

福井県
高桑印刷株

☎ 六三三二番